

訪問看護 介護予防訪問看護

契約書

訪問看護・介護予防訪問看護契約書

ご契約者 _____ 様 （以下「利用者」とする。）と訪問看護ステーション 結
八柱（以下「事業者」とする。）とは、訪問看護サービスの利用に関して、次のとおり契約
を結ぶものとする。

第1条（サービスの目的及び内容）

- （１） 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその
有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を
支援し、心身の機能の維持回復を目的として、介護給付の対象となるサービスを提供す
る。
- （２） 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、
利用者の立場に立
ち公正かつ適切な方法によって行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境の把
握に努め、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見
及び居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、介護計画を作成し、これに従って、利
用者に対しサービスを提供する。
- （３） 利用者は事業者から訪問看護サービスの提供を受けたときは事業者に対し、利用
料自己負担分を支払う
- （４） こととする。

第2条（契約の有効期間）

- （１） この契約の有効期間は、令和____年____月____日からの1年間とする。 但し、医
療保険適用の場合は医師の中止指示までとする。
- （２） 契約満了の1週間前までに、利用者から事業者に対し文書による契約終了の申し
出がない場合、本契約は自動更新されるものとする。
- （３） 利用者から更新拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提
供する等、必要な措置をとるものとする。

第3条（個別サービス計画等）

- (1) 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示及び、ケアマネジャーの作成する居宅サービス計画及び介護予防支援計画等に沿って「訪問看護計画書」を作成し、その内容を利用者及びご家族に発行し説明し、同意を得てサービスを行う。
- (2) 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、主治医相談の上「訪問看護計画書」の変更等の対応を行い、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行う。
- (3) 「訪問看護計画書」は主治医に随時報告するものとする。
- (4) 訪問看護サービス内容は、契約書別紙の重要事項説明書に定めるとおりとし、介護保険法令に定める区分に属する範囲内に限定される。
- (5) 訪問看護サービスは事業所の従事者により提供される。
- (6) 事業所は利用当日、利用者の体調等の理由により予定されていたサービスを実施することができない場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の内容を変更できるものとする。

第4条（サービス内容の変更）

- (1) 事業者が提供する訪問看護サービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、別紙重要事項説明書によるものとする。
- (2) 利用者は、いつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができる。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問看護サービスの内容を変更するものとする。

第5条（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

- (1) 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得るものとする。

第6条（サービス提供の記録等）

- (1) 事業所は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等

の書面に、提供した

サービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとする。

(2) 事業所は、「サービス提供記録書」等を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて

閲覧に供し、又は自費負担によりその写しを交付する。

第7条（主治医との関係）

(1) 事業者は訪問看護サービスの提供を開始するにあたり、主治医の指示を文書で受ける必要がある。

(2) 事業者は主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図る。

第8条（利用者負担金及びその滞納）

(1) サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとする。但し、給付制限を受けた場合、居宅サービス計画が作成されていない場合、その他介護保険法に定める償還払いの取り扱いになるサービス及び介護保険給付限度額の範囲を超えた分のサービスについては、利用料金が全額自己負担となる。

(2) 利用者負担金は関係法令に定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとする。

(3) サービス利用料金は、利用実績に基づいて1カ月ごとに請求し、利用者は原則として事業者の指定する口座引き落としの方法により支払うものとする。

(4) 前項に定める方法以外の支払い以外の支払方法に要する費用は、利用者負担とする。

(5) 利用者が正当な理由なくに支払うべき利用者負担金を3カ月分以上滞納した場合には、1カ月以上の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除する旨の催告をすることができる。

(6) 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとする。

(7) 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第5項に定める期間が満了した場合には文書によりこの契約を解除することができる。

第9条（利用者からの契約解除）

- （１） 利用者は、事業者に対し１週間以上の予告期間を以って、書面にて通知することによっていつでもこの契約を解約することができる。
- （２） 次の事項に該当する場合には前項の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができる。
 - ① 事業者が第１３条の守秘義務を遵守しなかった場合
 - ② 事業者が正当な理由なく、サービスの提供を提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
 - ③ 事業者が利用者或いはそのご家族に対し、不法行為を行った場合
 - ④ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。
 - ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重要な事情が認められる場合

第１０条（事業者からの契約解除）

- （１） 事業者は、利用者の著しい不信行為により本契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより本契約を解除することができる。
- （２） 事業者は、サービス提供を維持することが困難と判断する、経営上又は運営上の事情が発生した場合には、文書により本契約を解除することができる。
- （３） 利用者もしくはそのご家族が事業者及びサービス従事者の生命・財産・もしくは信用を傷つけ、もしくはその可能性があるなど、権利の侵害により契約を継続し難い事情が認められる場合には、文書により本契約を解除することができる。
- （４） 以上の場合には、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡し、利用者の希望に応じて他の居宅サービス事業者への紹介を行う。

第１１条（契約の終了）

- （１） 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。
 - ①第８条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき。
 - ②第９条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
 - ③第１０条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
 - ④以下の事由により利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - １． 利用者が介護保険施設や医療施設に３カ月以上入所又は入院したこと。

2. 利用者が要介護認定を受けられなかったこと。但し、医療保険の場合を除く。
3. 主治医により訪問看護が必要ないと判断されたとき。
4. 利用者が死亡したこと。

第 12条（事故時の対応等）

- （1） 事業所は、サービス提供にあたって事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、事業者が加入する賠償責任保険の範囲を上限としその損害を賠償するものとする。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、事業者の判断により、賠償額を減額することができる。
- （2） 事業者は、事業者の責めに帰さない事由により生じた損害に対しては損害の賠償を行わない。特に下記の事由に該当する場合、損害賠償の責を負わない。
 - ① 利用者、もしくはご家族が、サービス提供のために必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ① 利用者の身体の素因等による急激な体調の変化その他の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者及びそのご家族の金銭その他の財産が事業所の責めに帰さない事由に起因して損害が発生した場合。
 - ③ 必要なサービス提供のために利用者及びそのご家族の所有物品を通常的使用方法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数超過、その他の事由により破損した場合。
 - ④ 利用者又はそのご家族が事業所の指示・以来に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- （3） 利用者及びご家族は、家屋の内外を問わず、利用者又はご家族が飼育するペットがサービス従事者に危害を与え負傷させた場合は本件に関わる損害賠償を行うものとする。
- （4） 利用者及びご家族は、前項に定める以外に利用者及びご家族の責めに帰すべき事由により、サービス従事者の生命・身体・財産又は信用に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償の責を負うものとする。

第 13条（守秘義務）

- （1） 事業者は、業務上知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、利用者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契

約中及び契約終了後、第三者に漏らす事を行わない。

- (2) 事業者は、文書により利用者又はそのご家族の同意を得た場合には、医療、行政、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとする。
- (3) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いない。
- (5) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとする。
- (6) 事業者は、提携医療機関及び介護施設等との連携のために、利用者の情報を共有する事ができる。

第14条（サービス内容等の記録作成・保存）

- (1) 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存する。
- (2) 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ、利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、サービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができる。但し、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第15条（苦情対応）

- (1) 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができる。尚、当事業所の苦情申立窓口は下記のとおり。

（苦情対応窓口）

電話番号：047-701-8107

窓口：9時00分～18時00分

対応者職員氏名： 管理者 関口 友梨

- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- (3) 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることを行わない。

第16条（契約外事項等）

- （１） この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者との協議により定める。
- （２） この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス（利用限度額を超えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。
- （３） 利用者及び事業者は信義誠実を持ってこの契約を履行する。

第17条（協議）

- （１） 事業者及び利用者は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の内容の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第18条（医療保険）

- （１） 利用者の身体状況の変化によって、使用保険が医療保険となった場合、事業者は別途重要事項説明用紙を用いてその内容、利用料金について説明し、利用者の同意を得るものとする。
- （２） 医療保険に変更となった際、別紙重要事項説明書をもって承諾したものとする。

第19条（代理人・保証人）

- （１） 代理人及び保証人は、利用者と連携して、本契約に基づき生じる一切の責務についての責を負うものとする。また、事業者と協力し利用者の在宅生活の向上に努めるものとする。

上記のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、「訪問看護ステーション結 八柱」が以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービスに対して行う保険者への訪問看護療養明細書の提出及びサービスに付随する医療機関及び行政機関への届出や申請などについて私の代わりに手続きを行うため。
- (2) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合。
- (3) 担当介護支援専門員へのサービス利用状況の定期報告。
- (4) 利用者に関わる居宅サービス計画、訪問看護計画の作成等に必要な場合。
- (5) サービスの質の向上を目指した評価・公表機関による調査等を受ける場合

2. 使用する範囲 利用者が提供を受けているすべてのサービス事業者、診療所及び省庁等関連機関

3. 使用する期間 契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容を記録しておくこと。

5. 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況など、訪問看護を提供するために必要な利用者や家族個人に関する情報。
- (2) その他の情報。

※「個人情報」とは、利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る肖像権を含むものをいいます。

6. その他

事業所は、個人情報保護法に準拠し、個人情報を保護するためのしくみをつくりその実践に努め、個人情報保護活動を行う。

署名欄

※ 該当する□をチェック☑して下さい。

1 事業者署名欄

☐事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、ご利用者様又はご家族様に対し、重要事項説明書により重要事項の説明を行うとともに、訪問看護契約書によりその契約内容を説明しました。

☐事業者は、訪問看護契約書によりご利用者様と契約を締結しました。

☐事業者は、個人情報使用同意書により個人情報使用に対する説明しました。

説明者名

年 月 日

所在地 千葉県松戸市六実二丁目 52 番地の 4

事業者 felice 合同会社

事業者代表者 代表取締役 阿部 秀幸 印

事業所 訪問看護ステーション 結 八柱（管理者： 関口 友梨 ）

事業所所在地 千葉県松戸市日暮 1-16-2 MPARTIII 日暮ビル 1005 号

2 ご利用者様ご署名欄

☐私は、事業者から、重要事項説明書により重要事項について説明を受け、同意しました。

☐私は、事業者から、訪問看護契約書によりその契約内容について説明を受け、同契約書により事業者と契約を締結しました。

☐私は、事業者から、個人情報使用に対する説明を受け、個人情報の使用に同意しました。

年

月 日

（利用者） 住 所

氏 名

印

連絡先 _____

☐代理を選択する場合

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(利用者代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

連絡先 _____

主治医・ご家族等の緊急連絡先

病院名	診療科目	医師名	連絡先
ご家族柄氏名	緊急連絡先 1	緊急連絡先 2	備考
緊急対応の基準			

加算同意書

緊急時の対応について（緊急時訪問看護加算）

- 利用者の病状の急変時、その他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医へ連絡及び指示を受ける等の対応をします。
- 営業時間外の急変時については、24時間電話対応をご契約の場合で、且つ必要な場合のみ訪問することとし、その他の場合は救急車を要請する等、家族での対応となります。
- 窓口の対応が看護職員以外となる場合、看護職員の連絡先・勤務状況を常に把握し社内規定に沿って対応いたします。相談内容は看護師により記録されます。

看護師による緊急時訪問看護の説明を受け、サービスを利用することに

☐ 同意します。 ☐ 同意しません。

看護師複数名での訪問について（複数名訪問加算）

1人で看護を行うことが困難な利用者様に対して、以下の条件を満たし、看護師が2名または看護師1名と看護補助で訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

☐ 同意します。 ☐ 同意しません。

看取りのご意向確認

(1)終末期をどこで迎えたいですか？

☐自宅 ☐病院 ☐今は判らない

(2)自宅をご希望された方のみお答えください。当事業所での看取りを希望されますか？

☐する ☐しない

(3)病院を希望された方のみお答えください。病院はどちらになりますか？

病院 科 Dr

上記を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者は、ご利用者に対して、加算同意書により加算について説明しました。

事業者

<事業者名> 訪問看護ステーション 結 八柱
<所在地> 千葉県松戸市日暮 1-16-2 MPARTⅢ日暮ビル 1005 号
<代表者名> 代表取締役 阿部 秀幸 印

私は、事業者から加算同意書により加算について説明を受け、同意しました。

利用者

<住所>
<氏名> 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(代理人)

<住所>
<氏名> 印